

練馬区職員互助会福利厚生事業業務委託に係る基本仕様書

1 件 名

練馬区職員互助会福利厚生事業業務委託

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

※ 契約開始から 3 年目の時点でモニタリングを実施し、運営状況が良好であると認められた場合は、契約期間 3 年の契約更新を 1 回行うことができる。

3 委託内容

練馬区職員互助会（以下「互助会」という。）は、受託者に以下の業務を委託する。

(1) 会員制福利厚生サービス

ア 会員が、日常生活やレジャー等の様々な場面で時節を問わず利用できる総合的な福利厚生サービスをパッケージとして提供すること。また、その内容はスケールメリットを最大限活用したものであること。

イ アプリやウェブサイトでの情報発信、会報誌等の発行を通じてサービスの周知を継続的に行い、会員に最新の情報を提供するとともに、恒常的に利用率の向上を図ること。会報誌等の配付に関しては、区内の出先施設等（最大 200 か所）への直送を行い、その経費は受託者負担とする。

ウ アプリやウェブサイトを通じて各種サービスを円滑に利用できるよう、利便性の高いオンライン環境（直感的に操作できるユーザーインターフェース等）を整備すること。

エ 互助会が提携契約をした以下の事業者について、引き続き提携契約を締結すること。また、区内事業者との連携を積極的に推進し、必要に応じて提携に向けた営業活動を行うこと。

業種	事業者名	所在地
結婚式場	ホテルカデンツァ東京	東京都練馬区
注文紳士服	紳士服のヤマト	東京都練馬区
葬祭業	社会福祉法人 東京福祉会（江古田斎場）	東京都練馬区
	石山葬儀社	東京都練馬区
	アルファクラブ武蔵野（株）（さがみ典礼）	埼玉県川口市
	（株）まきの（マキノ祭典）	東京都練馬区
	（株）小澤葬祭	東京都練馬区
自動車教習所	北豊島園自動車学校	東京都練馬区
	（株）コヤマドライビングスクール（石神井校）	東京都練馬区

	大泉自動車教習所	東京都練馬区
キャンプ場	鈴加園オートキャンプ場	埼玉県秩父市
リフォーム等	(株) みうら	東京都練馬区
運送・引越	ハトのマークの引越専門共同組合 練馬センター	東京都練馬区
自己啓発	(株) 総合資格 (池袋校)	東京都豊島区

(2) カフェテリアプラン

ア 互助会が会員に対し付与するカフェテリアポイント（以下、「ポイント」という。）に関し、利用申請の受付、内容審査、問い合わせ対応、ポイントの管理、実績の報告など、互助会事務局が行う以外の一切の業務を行うこと。

イ 互助会が毎年定める職員ごとのポイント数に基づき管理を行い、互助会および会員が常に最新の利用状況を確認できるシステムを提供すること。

ウ 利用したポイントのうち、会員に対し互助会からキャッシュバックを行うものについては、毎月指定する期日までにデータにより利用実績を報告すること。

なお、データのフォーマットは互助会が指定する。

エ カフェテリアプランのメニューは以下のとおりとする。なお、メニューは契約後に増減する場合がある。

(ア) リフレッシュ事業（旅行助成、レジャー・文化施設利用助成、チケット購入助成、書籍・DVD 等購入助成）

(イ) 健康増進事業（健康増進施設利用助成、人間ドック利用助成、医療費助成）

(ウ) 自己啓発事業（資格取得・講座受講助成、講習会参加費用）

(エ) 生活支援事業（ベビーシッター利用助成、育児用品購入・レンタル助成、ホームヘルパー利用助成、福祉機器購入・レンタル助成、理容・美容院利用料助成）

(オ) 社会貢献事業（寄付）

オ 各種メニューについて、技術的・運用的な制約がない限り、差額決済を積極的に導入すること。

(3) 運用体制など

ア 互助会に対し2か月に1回以上の定例報告を行い、福利厚生サービスおよびカフェテリアプランの利用状況を報告すること。

イ 福利厚生サービス、カフェテリアプランについて、それぞれの問い合わせ専用ダイヤルを設け、会員のサービス利用に支障が出ないような受付体制を構築すること。カフェテリアプランについては、互助会の定める運用細目に応じて会員からの問い合わせに対応すること。

ウ 互助会が年1回発行するハンドブックについて、受託業務部分に係る原稿を作成すること。また、互助会が行う福利厚生サービスおよびカフェテリアプランに関する広報活動について可能な限り協力すること。

(4) 個人情報の管理

受託者が利用する会員の個人情報は必要最低限に留めるものとし、その管理・利用に当たっては善良なる管理者の注意をもって、情報の機密性の確保に必要な措置を講じること。

4 会員規模

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 一般会員（※ 3 (1), (2) を利用） | 4, 5 3 0 人（令和 7 年 8 月 1 日現在） |
| (2) 会計年度任用職員（※ 3 (1) のみ利用可） | 2 2 0 人（令和 7 年 8 月 1 日現在） |